

社会福祉法人青森県コロニー協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森県コロニー協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条及び社会福祉法人青森県コロニー協会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事（常勤役員）については、報酬、期末手当、寒冷地手当及び退職慰労金を支給する。
- (2) 理事長及び常務理事以外の常勤役員については、報酬、期末手当、寒冷地手当及び退職慰労金は支給しない。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、期末手当、寒冷地手当及び退職慰労金は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬、期末手当及び寒冷地手当については、別表1に定める額
- (2) 退職慰労金については「役員の退職慰労金に関する規定」による額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて報酬等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定第46条の規定に準ずる。)
 - (2) 期末手当 毎年6月及び12月(当法人の職員に準ずる。)
 - (3) 寒冷地手当 毎年10月(当法人の職員に準ずる。)
 - (4) 退職慰労金については、「役員等の退職慰労金に関する規程」による
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 第2条第1項及び第2項に基づき、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。
2. 別表 1・2 は平成 29 年 4 月 1 日より定款細則で実施されている。
3. この規則の一部を改訂する
令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂

別表1 (常勤役員等の報酬)

(1) 常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000円
常務理事	月額 80,000円
理事	無報酬

(2) 常勤役員等の期末手当

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額 × 1か月分
常務理事	報酬月額 × 1か月分
理事	無報酬

※但し、業績により支給率の増減あるいは支給日の繰り延べ、または支給しないことがある。

(3) 常勤役員等の寒冷地手当

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額 × 給与規程に定める支給率
常務理事	報酬月額 × 給与規程に定める支給率
理事	無報酬

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額 (源泉徴収後)
評議員会への出席	15,000円

(2) 監事

	日 額 (源泉徴収後)
評議員会、理事会への出席	15,000円
法人監査への出席	20,000円

(3) 評議員選任・解任委員

	日 額 (源泉徴収後)
評議員選任・解任委員会への出席	15,000円

※但し、法人の職員等は無報酬とする。

(4) 第三者委員

	日 額
委員会への出席	8,000円

役員退職慰労金に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人青森県コロニー協会（以下「法人」という。）役員等報酬規程第2条の規定に基づき、常勤の理事が退任する場合において、在任中の功労に報いるための退職慰労金に関する事項を定めることを目的とする。

(退職慰労金)

第2条 常勤の理事長及び常務理事に退職慰労金を支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職慰労金の額は、役員としての任期内において常勤役員として在職した期間（以下、「在職期間」という。）1年につき50万円とする。ただし、1年に満たない在職期間については、在職月数を12月で除して得た額とする。

(減額又は支給停止)

第4条 次の各号に該当するときは、退職慰労金を減額又は支給しない。

- 2 退任に当たり、法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えたとき
- 3 在任中不都合な行為があり、役員を解任されたとき
- 4 その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認められたとき

(支給)

第5条 退職慰労金は、任期満了、辞任（当法人の職員を兼ねる役員に関しては退職後）又は死亡により退職した2か月後以内に支給する。

- 2 前項の規定によって支給した退職慰労金について、後日退職慰労金の額が増額され、かつ、遡及適用された場合であってもその差額は追加支給しない。

(在職期間の計算)

第6条 退職慰労金の算定の基礎となる在職期間の計算は、第3条の規定による在職期間とする。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、常勤役員となった日の属する月から退職した日の属する月までとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規定は平成5年5月27日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

2 この規定の一部を改訂する。

平成6年5月30日 全文改訂

令和2年4月1日 一部改訂